

事務連絡
平成 25 年 1 月 23 日

各都道府県 障害程度区分御担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課障害程度区分係

難病患者等に配慮した障害程度区分の調査、認定について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力いただきありがとうございます。

平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法によって、平成 25 年 4 月 1 日から、難病患者等が障害福祉サービス等の対象になります。

この度、難病患者等に対する障害程度区分認定業務が円滑に行われるよう、別冊マニュアルを作成しましたので送付いたします。

各都道府県におかれては、管内市区町村に本マニュアルをご周知いただくとともに、難病患者等に対する区分認定が円滑に行われるよう、ご対応をお願いいたします。

特に、現在難病患者等居宅生活支援事業を利用している難病患者等については、平成 25 年 4 月から切れ目なく障害福祉サービスが提供されるよう、本マニュアルに沿って 3 月中に障害程度区分の認定を行う必要があるのご留意ください。

なお、本マニュアルに関する疑義は、下記の担当までメールにてご登録ください。いただいた疑義については、2 月 12 日に開催する難病等の追加に係る自治体担当者会議で説明することを予定しております。

【担当】

厚生労働省障害保健福祉部
精神・障害保健課 障害程度区分係
富原、友永

TEL 03-5253-1111 (内線 3026)

FAX 03-3593-2008

e-mail tomonaga-taisuke@mhlw.go.jp